

贈与・相続の税制改正

Q：令和6年から暦年課税贈与と相続時精算課税贈与の税制が変わりますが、改正内容と対応策を教えてください。

A：相続時精算課税が使いやすくなる

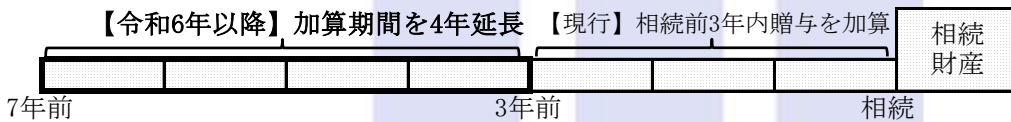
贈与税については、暦年課税と相続時精算課税の2つの制度があり、いずれかを選択して適用します。一旦相続時精算課税を選択すると、その後は暦年課税の選択ができなくなります。

1. 現行の暦年課税と相続時精算課税

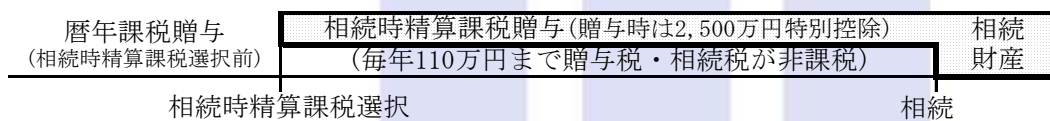
	暦年課税	相続時精算課税
贈与者／受贈者	誰からでも／誰にでも	60歳以上の親・祖父母から18歳以上の子・孫（年齢は贈与年の1月1日時点）
非課税枠	受贈者ごとに毎年110万円	贈与者／受贈者ごとに相続までの累計で2,500万円
贈与税申告	贈与金額110万円超は贈与税申告	贈与金額にかかわらず、相続時精算課税選択届出書の提出と贈与税申告
贈与税率	10%～55%の累進税率	一律20%（将来の相続税から控除）
贈与者死亡時の相続税計算	相続開始前3年以内の贈与財産を相続財産に加算	贈与財産を贈与時の評価額で相続財産に加算（相続税を超える贈与税は還付）

2. 改正内容（令和6年以後の贈与）

(1)暦年課税：相続税計算上の相続財産に加算する暦年課税贈与財産の加算期間が3年から7年に延長されます。ただし、延長した4年間に受けた贈与については、4年間合計100万円まで相続財産に加算不要です。



(2)相続時精算課税：相続時精算課税を選択後も、毎年110万円（基礎控除）まで贈与税申告不要・相続税非課税となります。



3. 改正の影響と対応策

- ①財産規模大で暦年課税贈与を選択の場合は、生前贈与の加算期間が延長されるため、早めに検討。
- ②贈与金額が年110万円以下であれば、相続時精算課税の選択で生前贈与財産が相続財産に加算されず、使いやすい。
- ③自社株等で今後の評価上昇が見込まれる財産は、相続時精算課税の選択により贈与時の評価額で相続税計算できる従来からのメリットに加え、その後も毎年110万円の非課税枠が新設され、使いやすい。

令和5年12月
税理士法人石井会計